

福島第一原子力発電所事故の収束及び再生可能エネルギーの普及への取組等の強化を求める意見書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、地震・津波による人命や建物における被害だけではなく、絶対安全と言われてきた原子力発電所で事故が発生した。

この福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の放出によって、近隣住民は、避難を余儀なくされ、また、放射性物質の拡散が福島県のみならず関東圏にも及んで農作物や上下水道から放射性物質が検出され、さらに、農作物や観光地などにおける風評被害も発生したところである。

その上、この事故は、いまだ収束のめどが付いておらず、この事故が原因で検出される放射線量については安全とされる基準が定まらないこともあって、特に幼い子どもを持つ親にとって心配な日々が続いており、事故を収束させ、放射能汚染から国民を守ることは、最優先の課題となっている。

一方、今回の事故等による電力不足が報じられており、電力の確保に関し、太陽光、風力等の再生可能エネルギーに注目が集まっているが、地球温暖化の原因である二酸化炭素を排出する化石燃料など将来枯渇すると考えられるエネルギー源からの脱却を原子力以外の方法で図るためにも、太陽光発電等の高効率化・低コスト化を始めとする再生可能エネルギーの研究、開発等を進めることによって、その普及の推進を図ることが強く望まれている。

よって、国におかれては、福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く収束させるとともに、放射能汚染から国民を守る対策、原子力発電所の安全性の確保の徹底及び再生可能エネルギーの普及への取組を強化されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月29日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣
環境大臣
原発事故の収束及び再発防止担当大臣

あて